

中国《出口管制法》 全人代案(2019)と商務部案(2017)の対比 (1)

1. 条項の対応関係

内容の話に入る前に、新旧条項の噛み合わせを確認しておきましょう。商務部案の70箇条が全人代48箇条にどう移り変わったのでしょうか？

全人代案配列順での対比は、CISTEC (http://www.cistec.or.jp/service/china_law/20200108_taihi.pdf) や環球律師事務所(http://www.glo.com.cn/content/details_13_1647.html)サイトで示されています。本稿では商務部案の配列に従って整理してみました。

商務部案	全人代案	商務部案	全人代案
第1条【立法趣旨】	第1条	第36条【内部遵守体制の奨励】	第14条
第2条【適用範囲】	第2条	第37条【軍用品専売制度】	第25条
第3条【定義】		第38条【軍用品輸出の初回案件審査】	第26条
第4条【規制措置】	第4条	第39条【軍用品輸出の項目/契約審査】	
第5条【主管部門】	第5条	第40条【軍用品許可証】	第27条
第6条【主管部門間の協調】		第41条【軍用品の輸出運輸】	第28条
第7条【専門家の諮問機構】		第42条【その他のケース】	第29条
第8条【総合的安全観の原則】	第3条	第43条【日常の監督】	第33条
第9条【対等性の原則】	？	第44条【執行調査】	第31条
第10条【国際協力】	第6条	第45条【執行体制の整備】	？
第11条【管理政策】	第8条前半	第46条【執行権限】	第30条
第12条【緊急事態の管理】	？	第47条【執行における協調】	？
第13条【リストの制定と調整】	第9条	第48条【違法リスクの予防】	第32条
第14条【臨時規制】	第10条	第49条【税関の調査と処罰】	第41条
第15条【禁輸】		第50条【権利救済】	第42条
第16条【リスト制定・調整の原則】	？	第51条【無許可輸出】	第34・35条
第17条【国別のリスク評価】	第8条後半	第52条【虚偽の資料提出】	？
第18条【競争力の評価】	？	第53条【虚偽での許可取得・許可売買】	第36条
第19条【行政指導制度】	第11条	第54条【共謀、便宜提供等の違法行為】	第37条
第20条【経営者管理】	第12条	第55条【規制逃れ】	？
第21条【許可分類】	第13条	第56条【ブラックリスト制度違反】	第38条
第22条【許可のファクター】		第57条【調査妨害】	第39条
第23条【キャッチオール規制】	第15条	第58条【処罰の軽減】	？
第24条【照会手続】	第16条	第59条【信用情報システムへの登録】	第40条
第25条【最終ユーザー・最終用途】	第17条	第60条【輸出専売権の取消】	第35条後半
第26条【最終ユーザーの承諾】	第18条	第61条【瀆職】	第43条
第27条【輸出者の報告義務】		第62条【刑事責任】	第44条
第28条【最終ユーザーの調査】	第19条	第63条【業界自主管理】	第7条
第29条【ブラックリスト管理】	第20条	第64条【再輸出】	第45条
第30条【税関手続】	第21条	第65条【トランジット等への適用】	
第31条【国際的手続】	？	第66条【核及びその他品目の規制】	第46条
第32条【DualUse品の許可手続】	第23条	第67条【台湾香港マカオの特別規定】	？
第33条【DualUse品の申請書類】	第22条	第68条【警察用装備】	？
第34条【審査期限】	第24条	第69条【軍事援助の特例】	第47条
第35条【特別措置】	？	第70条【発効日】	第48条

2.消えた条項

<p style="text-align: center;">商務部案</p>	<p style="text-align: center;">考察</p>
<p>第9条 【対等性の原則】 いかなる国／地域も我が国に対して差別的な輸出規制措置を行った場合、我が国も当該国／地域に対して相応の措置をとることができる。</p>	<p>かなりコワモテな内容ゆえに意見募集当時間も話題になった条項。削除は国際協調を意識してのことかもしれない。</p>
<p>第10条の後半 中国の公民、法人及びその他組織が、輸出規制の理由により国外へ情報を提供しようとする際、もしその情報が国家の安全に係る内容のものであれば、事前に政府による安全評価にかけねばならない。</p>	<p>左記は軍事四証も真っ青の内容で、私も2017年12月20日の本欄で重要論点として特筆した。削除には上記9条同様、国際協調の意識を感じる。</p>
<p>第12条 【緊急事態の管理】 戦時下、又はその他国際関係における緊急時において、政府は安全利益を守るため、あらゆる貨物・技術・サービスに対して必要な管理措置を行うことができる。</p>	<p>これも削除は国際協調的な意味を持つであろう。</p>
<p>第16条 【リスト制定・調整の原則】 規制リストの制定と調整は、輸出管理政策に符合するものであるとともに、国の安全保障と技術発展、<u>国際市場の供給</u>、<u>国際的義務</u>、<u>貿易・産業競争力</u>などのような要素も考慮したものでなければならない。</p>	<p>当初、下線部の箇所が「輸出管理を産業政策の手段として利用するのか」と議論的になった。(例えばレアアース問題) 但し北京環球律師事務所はこの16条を削除されたと見ていない。もしや他の条項でカバーされているのか。</p>
<p>第18条 【競争力の評価】 政府輸出管理主管部門は、単独又は関係部門と協同で、規制リストがわが国の工業の基礎と産業競争力に及ぼす影響について調査評価を行うことができる。</p>	<p>この18条は「競争力と輸出管理を結び付ける」発想によるもので、上記16条同様の議論的となった。 ※ これらに対しては2018年2月の《日米欧三極意見書》が抗議しているが、今回の「削除」はその効果ではないような気がする。 トランプへのアンチテーゼとして「その種の要素を輸出管理に結び付けない」フェアプレーをアピールしているのではないか。</p>
<p>第31条 【国際的手続】 我が国が承諾した国際的義務や約束は、輸出許可に対して特別な手続規定を定めている場合、関係する許可手続もその規定に符合することを要する。</p>	<p>例えばNSGパート1品の手続がこれに当たる。恐らく本条は「書くまでもない」ということで削除されたのであろう。</p>
<p>第35条 【特別措置】 デュアルユース品の輸出管理主管部門は、(訳註；通常の)輸出許可のほか、包括許可等の措置も可能である。包括許可を得るには、輸出者は半年ごとに政府の輸出管理主管部門に輸出経営状況を報告せねばならない。</p>	<p>考えられるのは次の2つの可能性； ① 包括型の許可制度を考えるのをやめた。 ② 手続マターなので法本文で触れるのをやめ下位規定で扱うことにした。</p>
<p>第45条 【執行体制の整備】 政府は輸出管理の執行体制を構築し、必要な設備を配備すべし。</p>	<p>恐らく「当たり前のこと」ゆえ省かれたのであろう。</p>

<p style="text-align: center;">商務部案</p>	<p style="text-align: center;">考察</p>
<p>第 47 条 【執行における協調】 政府の輸出管理主管部門は関係部門とともに輸出管理の執行のための協調を進め、情報を共有し案件引継ぎなどを促進する。</p>	<p>これも「当たり前のこと」といえることから省略されたのではないかと。</p>
<p>第 52 条 【虚偽の資料提出】 輸出者事実を偽り隠し、又は輸出許可申請に虚偽の資料を提出した場合、政府の輸出管理主管部門は、受理を行わないか許可発給を拒否し、警告を発する。悪質なケースに対しては 3 万元以上 15 万元以下の罰金。</p>	<p>恐らく全人代案 36 条の「偽り・賄賂などの不当な手段」に、「虚偽の資料提出」も含まれるとしての削除ではなからうか？</p>
<p>第 55 条 【規制逃れ】 輸出者が規制や「専売」資格の要求事項、軍用品／デュアルユース品該非判定などを免れようとした場合、政府の輸出管理主管部門は警告を發また違反額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を科す。違反額が 5 万元未満の場合は、5 万元以上 50 万元以下の罰金とする。違法所得があれば没収する。直接の責任者、その他直接責任に関わる者へは、警告プラス 10 万元以上 30 万元の罰金とする。</p>	<p>同様に 36 条の「偽り・賄賂などの不当な手段」でカバーできているとの認識によるのではなからうか。</p>
<p>第 58 条 【処罰の軽減】 次のいずれかに当たる場合は情状を酌量し行政処罰を軽減又は免除する。 (一)違反行為を自発的に停止、又は主管部門の通知後ただちに停止した場合 (二)輸出後にリスクの存在を政府の輸出管理主管部門にタイムリーに報告し調査に積極的に協力した場合 (三)法律・行政法規に別途定める要件を満足した場合</p>	<p>全体に全人代版では罰則が商務部案よりも重罰化の傾向があり、それが関係しているようにも思える。</p>
<p>第 67 条 【台湾香港マカオの特別規定】 これらの地域へ、又はこれらの地域の同胞への規制品の提供については 本法を参照適用する。但し法律・行政法規の例外規定を別途設ける。</p>	<p>削除されたからといって、これらの地域向け案件の規制がなくなるわけではあるまい。(我々には関係薄いので、これ以上掘り下げもせぬが)</p>
<p>第 68 条 【警察用装備】 警察用装備の輸出は、軍用品の輸出管理の規定を参照せよ。</p>	

主要論点については別途整理するつもりです。